

**特定非営利活動法人 ネセサリーサービスセンター**  
**福祉有償送迎サービス 利用契約書**

( ) (以下、甲とする)は、特定非営利活動法人ネセサリーサービスセンター(以下、乙とする)が、実施する、福祉有償送迎サービスを利用するにあたり、次のことを承諾します。

1. (利用目的)

甲は、外来受診・外出を目的として、乙の所有する自動車による送迎サービスを利用する。

2. (利用方法)

- ・甲は、外来への通院が必要であること、外出が困難であること、徒歩または自力による外来通院・外出が困難であることを、証明する。
- ・甲は、少なくとも1日前に乙に利用の申込を行い、乙に自らが希望する日時を伝える。  
乙は、甲が希望された日時に乙の所有する自動車にて、自宅玄関その他指定の場所まで迎えに行く。ただし、利用者の多寡により希望する時刻に前後することがあることを了解する。その際は、乙は誠実に時刻変更の連絡を行うものとする。
- ・乙は、一回の送迎において、一人の利用者のみを送迎することと原則とするが、状況により、他の利用者を同乗させることがありうることを、甲は了承する。
- ・甲は、乙の運転要員の指定する座席に着席するものとする。
- ・乙の運転要員は、乗降時、運転中ともに最大の安全への配慮を行い、交通法規を遵守した運転を行い、甲も安全運転に協力する。
- ・甲は、自力で車への乗降を行うものとする。ただし、乙の運転要員は、交通安全への配慮から、必要最小限の乗降介助については行うものとする。

3. (利用料金)

- ・甲は乙の提示する別紙の料金体制を確認し、理解したうえで利用するものとする。

4. (支払い)

- ・甲は乙の実施する、福祉有償送迎サービスを利用した場合、下車の際に現金で支払いする事とする。  
しかしながら、介護度合いや障害度合いによりその限りではない。その場合には、親族、家族との相談により取り決めるものとする。

5. (事故時の対応)

- ・乙は、移送中に起こった交通事故に限り、乙が契約する自動車保険・損害保険の範囲内において、甲に対する損害賠償を行う。乗車前、降車後における事故による傷害については、甲の自己責任とする。
- ・交通事故等が起こった際には、甲は、乙の事故への対応に全面的に協力するものとする。
- ・移送中に体調が急変した場合、乙の運転要員は、甲の家族に連絡をとり、他の病医院への搬送、救急車への連絡など必要な対応を行うものとする。

以上、確認のうえ、両者記名押印する。

年 月 日

甲 住所: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

緊急連絡先: \_\_\_\_\_

乙 住所:群馬県太田市高瀬町 211-1 \_\_\_\_\_

氏名:特定非営利活動法人ネセサリーサービスセンター \_\_\_\_\_

理事長:柳田 剛 \_\_\_\_\_

連絡先:0284-73-3428 \_\_\_\_\_